

進修館百貨店 プログラム 規約

(名称)

第1条 コミュニティセンター進修館(以下、進修館)を管理している指定管理業者が実施する「進修館百貨店」に参加するパートナーが開催する企画を「プログラム」と称する。

(目的)

第2条 「進修館百貨店」は以下の目的で開催される。

- (1) 宮代町に関わる人々の生活を支援するための場所(機会)を設けること。
- (2) 宮代町に関わる人々の日々の生活が潤うためのサービスを受けることができる場所(機会)を設けること。
- (3) 進修館が人の集う場所となるよう図ること。(進修館の利用促進を図ること。)

2 パートナーによるプログラムの開催は、宮代町に関わる人々のコミュニティ醸成が市民の手によって担われること、また周囲にその意識が持たれることを目的とする。

(運営主体)

第3条 進修館百貨店の運営を管理する事務局は進修館の指定管理業者(以下、事務局)が行うものとする。

(条件)

第4条 進修館百貨店のプログラムは、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 宮代町に関わる人々のコミュニティ醸成を意識すること。
- (2) 1ヶ月以上かつ継続的にプログラムを開催すること。または、その意識があること。
- (3) 自立した(自己完遂できる)プログラムであること。

(登録)

第5条 プログラムの開催を希望するパートナーは登録申込書を提出するものとする。

(認可)

第6条 事務局から認可を受けたものを進修館百貨店のプログラムとする。

(登録事項の変更)

第7条 プログラムの登録内容変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。その際に再度の認可を受けたものを進修館百貨店のプログラムとする。

(期間)

第8条 プログラムの認可期間は特に定めない。

(停止)

第9条 パートナーはいつでもプログラムを停止することができる。

(取消)

第10条 事務局は以下に該当するプログラムの認可を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反するプログラム。

(2) 理由なく3ヶ月間開催されなかったプログラム。

・1週間以上連絡がつかない、もしくは、1週間以上対応を放置したパートナーが開催するプログラム。

・その他、事務局が「進修館百貨店」にふさわしくないと判断したプログラム。

(活動)

第13条 事務局は「進修館百貨店」にて以下の活動行う。

(1) 番組表の作成：進修館百貨店の番組表（プログラムカレンダー）を作成する。

(2) 広報活動：番組表をWEBサイトにて公開、館内（来館者への配布を含む）および、協力各所にて配布する。

(3) マッチング：プログラムを紹介し、パートナーと利用者が結びつくよう計らう。

(4) プロデュース：テナントプログラムの開催により進修館百貨店の集客向上を図る。

(責務)

第14条 パートナーは「進修館百貨店」にて開催したプログラムにて発生した責務を全うしなければならない。

2 パートナーは進修館の施設利用規約に則りプログラムを開催するものとする。なお、プログラム内で発生した収益は全額パートナーの収益とし、事務局への追加支払いなどは発生しない。

3 プログラムの開催後、事務局が用意したアンケートを提出すること。

(免責)

第15条 事務局はパートナーが「進修館百貨店」にて開催したプログラムにて生じた損害等に対し一切責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 本規約は事務局が必要とした際、予告なく追記変更できるものとする。

附 則

この規程は、2019年10月18日から施行する。